

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「光ブロードバンド誘致協議会 北浦局区」とる。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を「茨城県行方市小貫 441-1」に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は 株)NTT 東日本北浦局ビル管轄地区全域に光ブロードバンド (B フレッツ) サービス提供を誘致要請し、ブロードバンド基盤整備、またそれに付随する地域の活性化、地域繁栄に寄与し、活動を行う団体、グループおよび個人が、それぞれの活動を、相互協力して、自ら各種の特定非営利活動を実践し地域の貢献する事を目的とする。

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる各種特定非営利活動を行う。

- 1) 情報化社会の発展を図る活動
- 2) 経済活動の活性化を図る活動
- 3) まちづくりの推進を図る活動

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする

- 1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 2) 賛助会員 本会の活動を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第6条 1) 会員の入会については、本会の目的、理念に賛同し、共に活動しようとする個人及び団体であれば、特に条件を定めない。
2) 会員として入会しようとする者は、本会が別に定める入会申込書により申請し、本会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3) 本会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 退会届の提出をしたとき。
- 2) 本人が、死亡し又は会員である団体が消滅したとき。
- 3) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、本会が別に定める退会届を本会に提出して、任意に退会することができる

(除名)

第9条 会員が次の各項に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) この会則に違反したとき
- 2) 本会の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(種別及び定数)

第10条 本会に次の役員を置く。

- 1) 理事 5名以上20名以下
- 2) 監事 1名以上4名以下
- 3) 理事のうち、1名を会長、2名以上を副会長とする

(選出)

第11条

- 1) 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2) 会長及び、副会長は、理事の互選とする

(職務)

第12条

- 1) 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3) 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4) 監事は、次に掲げる職務を行う。
 1. 理事の業務執行の状況を監査すること
 2. 監査の結果、本会の業務に関し不正の行為又は不正行為、法令若しくは会則に反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会または所轄官庁に報告すること
 3. 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 4. 理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事の召集を請求すること

(任期等)

第13条 役員任期は1年とし、再任を妨げない

(欠員補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次の号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成し、団体正会員は総会で表決を行う者1名をあらかじめ選出しなければならない。

(機能)

第17条 総会は以下の事項について議決する。

- 1) 会則の変更
- 2) 解散
- 3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- 4) 事業報告及び収支決算
- 5) 役員を選任又は解任
- 6) 事務局の組織及び運営
- 7) その他、運営に関する重要事項

第18条 総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 会長が必要と認め召集の請求をした時
- 2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったとき。
- 3) 第12条第4項第3号の規定により、監事から召集があったとき

(召集)

第19条

- 1) 総会は、第18条第3号の場合を除き、会長が招集する。
- 2) 会長は、第18条1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に総会を招集しなければならない。
- 3) 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第21条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第22条

- 1) 総会における議決事項は、第19条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする
- 2) 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第23条

- 1) 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2) やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3) 前項の規定により表決した正会員は、第21条、第22条第2項、第24条第2項に適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4) 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第24条

- 1) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 1 日時及び場所
 - 2 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - 3 審議事項
 - 4 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 5 議事録署名人の選任に関する事項
- 2) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、捺印しなければならない

第5章 雑則

第25条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この会則は、2008年5月17日から施行する